

田辺ONE未来デザイン策定業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この実施要領は、田辺湾岸エリアの一体的な価値向上と流入者の増加を視野に入れた、未来へつながるまちづくりの将来構想「田辺ONE未来デザイン」策定業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、優れたノウハウや発想力、豊富な経験を有する者を受託候補者として選定するため、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

(1) 業務名

令和4年度 田辺ONE未来デザイン策定業務

(2) 業務内容

「田辺ONE未来デザイン策定業務仕様書」（以下「仕様書」という。）によるものとする。ただし、契約時において受託者の企画提案内容により一部を変更する場合がある。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和5年3月31日までとする

(4) 委託料上限額

8,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 担当

田辺市 企画部 企画広報課 企画調整係

所在地：〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1番地

電話：0739-26-9963（直通）

FAX：0739-22-5310（代表）

E-mail：kikaku@city.tanabe.lg.jp

3. 参加資格

参加表明書類の提出期限である令和4年7月29日（金）現在において、以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4年度田辺市物品入札参加者等登録名簿に登録があること。又は「物品」に未登録であって、参加表明書と併せて「物品」の物品入札参加者等登録申請書を提出した上で、資格を有すると市が認めた者であること。
- (3) 参加表明を行った時点から選定結果の通知の日までの期間において、田辺市物品購入等契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づく資格停止等の措置を受けていないこと。
- (4) 令和4年4月1日以降、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令等の処分を受けていないこと。
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定により更生手続き開始の申立てをしたもの、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続き開始の申立てをしたもの、手形又は小切手が不渡りになったもの等。ただし、

市が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。) がない者であること。

- (6) 参加表明を行った時点から選定結果の通知の日までの期間において、市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する措置に関する事務取扱要領に基づく排除措置を受けていないこと。
- (7) 平成24年4月以降の会社又は配置予定者の業務実績のうち、以下に掲げる全ての業務を受託した実績を有する者であること。なお、配置予定者の前職における業務実績を含めることは可とするが、事実確認のため、発注元に確認する場合がある。
 - A. 総合計画、再開発計画又はまちづくり計画に関する業務
 - B. 観光集客に係る事業戦略やビジネスモデルに関する業務
 - C. 水産振興に係る事業戦略やビジネスモデルに関する業務
- (8) 単体企業であること。
- (9) 本業務に、「技術士 建設部門」の資格を有する者を、業務従事者として1名以上配置できること。

4. 参加資格の喪失

以下に該当する場合は、本プロポーザルの参加資格を失うものとする。

- (1) 書類の提出期限に遅延した場合
- (2) 本要領を順守しない場合
- (3) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 提出された見積書が委託料上限額を超過している場合
- (6) 企画提案審査を欠席した場合
- (7) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (8) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等があった場合

5. 実施スケジュール

- | | |
|---------------|-----------------|
| ・ プロポーザル実施説明会 | 令和4年7月14日（木） |
| ・ 質問受付期日 | 令和4年7月20日（水） |
| ・ 質問への回答 | 令和4年7月25日（月） 予定 |
| ・ 参加表明書の提出 | 令和4年7月29日（金） |
| ・ 企画提案書等提出期日 | 令和4年8月15日（月） |
| ・ 第1次審査結果通知 | 令和4年8月18日（木） |
| ・ 第2次審査 | 令和4年8月23日（火） |
| ・ 選定結果通知 | 令和4年8月30日（火） 予定 |
| ・ 業務委託契約締結 | 令和4年9月上旬 予定 |

6. プロポーザル実施説明会

- (1) 実施日時
令和4年7月14日（木）午後1時00分から
- (2) 実施方法

Web 会議形式 (Zoom Meetings)

(3) 参加申込

下記の参加申込フォームに必要事項を入力

URL <https://logoform.jp/form/nAhC/115678>

※説明会参加申込期限：令和4年7月13日（水）正午まで

※説明会参加申込のあった事業者に対してミーティングID等を電子メールで連絡

(4) 説明内容：①田辺ONE未来デザインについて

②業務の仕様について

③プロポーザル実施要領について

④参考資料

7. 質問の受付

(1) 受付期限

令和4年7月20日（水）午後5時00分まで

(2) 提出先

2. (5)担当まで

(3) 質問書の提出

本プロポーザルに関して質問がある場合は、質問書（様式第5号）に必要事項を記入の上、2. (5)担当まで電子メールで提出することとし、件名は、「【質問】田辺ONE未来デザイン策定業務」とすること。電子メール以外（電話等）での質問は、受け付けられないものとする。

なお、質問書提出後、電話による受信確認を行うこと。

※受信確認は、上記受付期限までの平日の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(4) 回答

回答は、令和4年7月25日（月）頃をめどに、田辺市公式ホームページで公表する。

8. 参加表明書類の提出等

参加希望者は、次のとおり参加表明書類を提出しなければならない。なお、提出期限までに参加表明書類を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

(1) 提出期限

令和4年7月29日（金）午後5時00分まで

(2) 提出方法

郵送、持参又は電子メール

※電子メールによる場合は、全てPDF形式とすること。

(3) 提出書類

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 会社概要書（様式第2号）

ウ 配置予定者調書（様式第3号）

- ・ 総括責任者を必ず配置すること。
- ・ 総括責任者は、総括責任者又は主たる担当者に類する立場で、同種業務（３．（７）Ａ．総合計画、再開発計画又はまちづくり計画に関する業務）に従事した実績を有すること。

エ 業務実績書（様式第４号）

過去10年間（H24. 4. 1～）に受託した業務実績（配置予定者の前職の業務実績を含む）を、配置予定者ごとに作成すること。

オ 令和４年度田辺市物品入札参加資格者名簿に未登録の場合は、物品入札参加者等登録申請書及び関係書類一式を提出すること。

※登録受付要項や申請書等の様式は、下記の場所からダウンロードすること。

（田辺市契約課ホームページ）

URL https://www.city.tanabe.lg.jp/keiyaku/2022-2024buppinuketuke_00.html

※本件においては、「物品入札参加者等登録通知はがき」の提出は除くものとする。

（４） 提出部数

１ 部

（５） 提出先

２．（５）担当まで

９．企画提案書

企画提案書は、次の事項について提案すること。

なお、企画提案書は、第２次審査においてWeb 会議形式（Zoom Meeting）でのプレゼンテーションとなることを考慮して作成すること。

（１） 企画提案書表紙（Ａ４版任意様式）

（２） 企画提案書（Ａ４版任意様式）

下記の事項について、簡潔にまとめること。なお、枚数の制限はない。

- ・ 実績 会社として地域資源を活かしたまちづくりに携わってきた中で、どのようなスタンス・体制で取り組んできたか、また、特にアピールできる実績は何か。
- ・ 実施体制 本業務をどのような体制で進めるか。また、配置予定者の実績の中で特にアピールできるものは何か。
- ・ 検討組織 各種事業の実行性を高めるため、どのような形で関係者（地域の若手人材、関係人口など）を巻き込んでいくか。
- ・ スキーム 実際の事業展開を視野に入れ、どのようなスケジュールで進めるか。
- ・ 企画提案 テーマ１ 庁舎跡地及び扇ヶ浜の一体的な利活用についてどう考えるか。
テーマ２ 田辺湾の自然資源の利活用についてどのように考えるか。
テーマ３ 水産振興やブルーツーリズムについてどのように考えるか。

１０．企画提案書等の提出

以下により企画提案書等を提出すること。

（１） 提出期限

令和4年8月15日（月） 午後5時00分（必着）

(2) 提出方法

郵送又は持参。なお、郵送による場合は、必ず受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(3) 提出書類（PDF形式）

PDF形式のファイルをCD等の媒体に書き込み、ウイルスチェックを行ったうえで提出すること。

ア 企画提案審査応募申込書（様式第6号）

イ 企画提案書（A4任意様式）

ウ 見積書（A4版任意様式）

本業務の実施に要する全ての経費に係る見積書を作成すること。

また、業務ごとの内訳等明細についても添付すること。

なお、見積額は、消費税及び地方消費税を含む額とする。

(4) 提出先

2. (5)担当まで

11. 第1次審査

(1) 審査基準

業務実績書、見積書を基に、実績評価点及び価格評価点を算出し、合計点の上位5者を選定する。

【配点（100点）】

区分	評価基準		配点
実 績	配置予定者のうち、実績件数の多い3名までの実績数	左記のうち、総合計画、再開発計画又はまちづくり計画に関する業務の実績数※1	20
		左記のうち、観光集客に係る事業戦略やビジネスモデルに関する業務の実績数※1	15
		左記のうち、水産振興に係る事業戦略やビジネスモデルに関する業務の実績数※1	15
価 格	見積額※2		50

※1 点数の算定は次のとおりとする。ただし、同一業務を複数の配置予定者で担当していた場合は、1業務の実績としてカウントする。

（自社の実績数／最多実績数）×配点＝獲得点数（小数点第2位以下四捨五入）

※2 点数の算定は次のとおりとする。

（最低提案価格／自社の提案価格）×50点＝獲得点数（小数点第2位以下四捨五入）

(2) 審査結果

令和4年8月18日（木）までに各提案事業者に対して書面にて通知を送付する。

12. 第2次審査

(1) 実施日時

令和4年8月23日（火）

- 1 社目 午前 9 時30分～午前10時30分（予定）
 2 社目 午前10時40分～午前11時40分（予定）
 3 社目 午後 1 時00分～午後 2 時00分（予定）
 4 社目 午後 2 時10分～午後 3 時10分（予定）
 5 社目 午後 3 時20分～午後 4 時20分（予定）
 審 査 午後 4 時30分～午後 5 時15分（予定）

(2) 実施方式

Web 会議形式（Zoom Meetings：ミーティング I Dについては別途通知）

(3) 時間配分

説明40分、質疑20分

(4) 参加人数

1 社につき 5 人までとする。ただし、総括責任者の参加を必須とし、その他の参加者は業務担当者、営業担当者とする。

なお、説明は総括責任者又は主たる業務担当者が実施すること。

(5) 審査体制

本市の職員で構成する「田辺 ONE 未来デザイン策定業務受託候補者選定審査委員会」（以下「委員会」という。）が審査する。

(6) 審査基準

第 1 次審査の評価点に加え、企画提案書及びプレゼンテーションの評価点の合計により選定する。

【配点（300点）】

	項 目	配 点	
第 1 次 審 査	実 績	5 0	1 0 0
	見 積 額	5 0	
第 2 次 審 査	実施体制	2 0	2 0 0
	検討組織	6 0	
	スキーム	4 0	
	提案内容 テーマ 1	4 0	
	提案内容 テーマ 2	2 0	
	提案内容 テーマ 3	2 0	

(7) 審査

委員会での審査において、最も高い評価点を獲得した提案事業者から順位付けして、受託候補者として選定する。提案事業者が 1 社の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準（6 割以上の得点を獲得）を満たすと認められる場合は、当該提案事業者を受託事業者として選定する。

なお、第 2 次審査は、非公開とする。

(8) 審査結果

令和 4 年 8 月 30 日（火）頃に各提案事業者に対して書面にて通知を発送するとともに、本プロポーザルへの参加者数と受託者の商号又は名称及び採点結果を田辺市公式ホームページで公表する。

(9) その他

審査には地方創生担当参与として田辺市に派遣されているメンバーがオブザーバとして参加し、質問を行うことがある。

13. 契約

(1) 受託者の決定

第1受託候補者と、仕様等の詳細について協議の上、受託者として決定する。ただし、第1受託候補者との協議が整わない場合は、第2受託候補者と協議を行った上で受託者を決定することができるものとする。

(2) 契約の締結

上記(1)で決定した受託者は、契約に必要な書類を揃え、市と協議の上、速やかに契約手続を進めるものとする。

14. 辞退

本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、令和4年8月15日(月)午後5時00分までに、持参又は郵送により、辞退理由を記した参加辞退届(任意様式)を提出すること。

15. その他

(1) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 提出された関係書類等は返却しない。

(3) 企画提案書等の著作権は、原則として当該提案者に帰属するものとする。ただし、市が受託候補者の選定に必要と認める場合は無償で使用するものとする。

(4) 提出書類は、市において受託候補者選定に伴う作業等の必要な範囲において複製することができるものとする。

(5) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、田辺市情報公開条例に基づき、提出書類等を公開することがある。

(6) 参加者は、受託候補者選定後、本プロポーザルに係る要領等の内容について又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとする。

(7) 本プロポーザルは、受託候補者の選定を目的に実施するものであり、契約内容等については提案内容を基本としつつも、当該内容を確約するものではない。

(8) 審査の質疑において、提案価格内で実施すると回答した内容については、誠実に実施すること。

(9) 提出書類に記載した配置予定者は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することができないものとする。